様式第４号（第６条関係）

　　年　　月　　日

　様

　八郎潟町長

八郎潟町地方就職支援金交付決定通知書

　次のとおり地方就職支援金の交付を決定し、額を確定しましたので、八郎潟町地方就職支援金交付要綱第６条の規定により通知します。

地方就職支援金　　　　　　　　　　円

備考

１　八郎潟町は、八郎潟町地方就職支援金交付要綱第８条の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないことなどが明らかとなった場合：全額

　・申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

　・申請日から１年以内に八郎潟町に転入しなかった場合：全額

・申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

　（ただし、退職から３か月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く）

・八郎潟町への転入日から３年未満で転出した場合：全額

　・八郎潟町への転入日から３年以上５年以内に転出した場合：半額

２　八郎潟町は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。